



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 昭 栄 薬 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 原 佐 一 郎
(コード番号：3537 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 本 部 長 成 瀬 幸 次
電 話 番 号 0 6 - 6 2 6 2 - 2 7 0 7

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 22 日付で公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において、監査等委員会設置会社に移行する方針決定を行った旨お知らせしております。これに伴い、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当該監査等委員会設置会社に移行するため、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 変更の理由

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務を執行する取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査を担い、また監査等委員である取締役が取締役会においてその議決権を行使する等により、業務を執行する取締役及び取締役会の監査・監督を一層強化し、国内外のステークホルダーの期待に応えうる体制を構築することで、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款について所要の見直しを行うものであります。

また、株式取扱規程において権利行使の手続きについて定めていることを明確にするため、現行定款第 11 条に所要の変更を行い、加えてその他記載文言の統一を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

以上

【別紙】定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(削除)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等については</u>、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、8名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし</u>、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第 39 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>41 条</u> ~ 第 <u>42 条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 <u>43 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て決める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 <u>44 条</u> ~ 第 <u>47 条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>37 条</u> ~ 第 <u>38 条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 <u>39 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て決める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 <u>40 条</u> ~ 第 <u>43 条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1 当社は、第 56 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第 56 期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

以上